

令和5年度 集団指導資料

(障害福祉サービス等共通編)



令和6年 3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例> (他、解釈通知)

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

<報酬告示> (他、留意事項通知)

○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

令和5年度集団指導資料

(障害福祉サービス等共通編)・目次

日時：令和6年3月15日、3月21日

1	指導監査について	1
2	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの基準等の一部改正について	2
3	令和6年度報酬改定の概要について	3
4	変更届、廃止・休止届について	4
5	体制等に関する届出書について	5
6	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	6
7	福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算について	7
8	障害者虐待防止・身体拘束の適正化について	8
9	新型コロナウイルス感染症対策について	9
10	要配慮者利用施設避難確保計画について	9
11	業務継続計画（BCP）の作成について	10
12	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について	10
13	障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について	10
14	障害福祉サービス等事業所のICTの活用について	12
15	障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について	12
16	その他の関連情報	12
17	その他の連絡	13
18	参考資料	15

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図
- ・ 利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・ 指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス基準等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス基準等の一部が令和6年1月25日改正され、令和6年4月1日に施行されます。

《主な改正点》

- (1) 児童発達支援センターの類型の一元化
 - ・「福祉型」・「医療型」の類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化するとともに、3類型（障害児・難聴児・重症心身障害児）の区分を障害児の基準に統合する。
- (2) 管理者兼務要件の緩和
 - ・事業所の管理上支障がない場合は同一敷地内等に限らず他の事業所等の職務に従事することができる。
- (3) 就労選択支援関係の基準を新たに追加
 - ・障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するサービス。（令和7年10月1日予定）
- (4) サービスの提供に当たり、利用者の意思決定の支援に配慮すること
 - ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
- (5) 個別支援計画について、相談支援事業所等にも交付することの義務化
 - ・サービス管理責任は利用者には交付している各サービスの個別支援計画について指定特定相談支援事業所にも交付しなければならない。

- (6) 第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を取り決めることへの努力義務化

3 令和6年度報酬改定の概要について

1 基本的考え方

- (1) 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
- (2) 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- (3) 強度行動障害を有する障害者に受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- (4) 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
- (5) 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
- (6) 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
- (7) 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
- (8) 障害福祉現場の業務効率化

2 地域区分の見直し

岡山市内にある事業所については、令和6年4月利用分（令和6年5月請求分）からは地域区分の変更はありません。

【対象サービス】		令和6年3月 まで	令和6年4月以降
障害福祉サービス	居宅介護	7級地	7級地
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
	自立訓練（機能訓練）		

	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援 A 型		
	就労継続支援 B 型		
	就労定着支援		
	就労選択支援		
	自立生活援助		
	共同生活援助		
計画相談支援		7 級地	7 級地
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）		7 級地	7 級地

4 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から 10 日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月 15 日までに届け出てください。

《提出する書類》

ア 変更届

イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所

ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所

カ 運営規程

キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前（入所施設は 3 月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

- ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
- イ 廃止し、又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項
 - (ア)現にサービスを受けている者に対する措置
 - (イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書
 - (ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

- ア 廃止・休止・再開届出書
- イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

5 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

- (1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。
これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。
各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。
なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。
- (2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

《変更届が必要な事項》

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する 事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が一の市町村・指定都 市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

7 福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算について

1 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定について

- (1) 令和6年4月または5月から処遇改善加算等を算定しようとする事業者は、令和6年4月15日(月)【予定】までに提出してください。
- (2) 処遇改善加算等については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
なお、相談支援は算定対象外サービスです。

2 令和5年度福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算の実績報告について

- (1) 令和5年度に当該加算を算定している事業者は、令和6年7月末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。(差額の返還ではない。) また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。
- (3) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で

行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることにはできません。

○福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（抜粋）

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

(2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

(3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

8 障害者虐待防止・身体拘束等の適正化について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。

- イ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- エ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- オ 密室化した場所を極力作らない。
- カ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

《身体拘束等の適正化の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染がまだまだ続いています。引き続き感染対策の徹底をお願いします。事業所の利用者または従業者の感染が一定基準に達した場合、また、休業した場合には、事業者指導課障害事業者係に電子メールにて報告してください。資料40ページに2月にお送りした依頼を掲載しています。

【提出先】

電子メール：syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp

郵送：〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

岡山市保健所のホームページに「新型コロナウイルス感染症と診断された方へのお知らせ（記事ID41135）」が掲載されています。参考にしてください。

10 要配慮者利用施設避難確保計画について

以下の3つの条件をすべて満たす施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。提出がまだの作成対象事業所は、岡山市下水道河川計画課河川防災室のホームページをご確認いただき、至急作成してください。

- ・要配慮者利用施設（通所、入所または入居）
- ・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
- ・「岡山市地域防災計画」に掲載された施設

岡山市河川防災室のホームページに「要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です（記事 I D29491）」が掲載されています。

作成されましたら、事業者指導課障害事業者係宛に郵送で提出してください。

【提出先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

11 業務継続計画(BCP)の策定について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定は、令和6年4月1日から義務化されます。必ず令和6年3月31日までに策定してください。

なお、厚生労働省のホームページ（以下URL）に業務継続計画作成支援に関する研修動画、ガイドライン、様式のひな形等が掲載されていますので、必要に応じてご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

12 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

平成30年7月豪雨等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生したことから、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したところです。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講ずることが重要です。

避難確保計画や業務継続計画の策定、避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するようお願いしているところですが、点検すべき事項について、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄など必要な対策を行うようお願いいたします。

13 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト（ワムネット）に事業所情報を登録するとともに、1年ごと（例年5月～7月）に情報を更新することが義務付けられてい

ます。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情報公開に向けた作業を実施してください。

なお、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が新設されました。

また、施行規則において、指定更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することになりました。

※障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

○所定単位の10%を減算

【療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】

○所定単位の5%を減算

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）】

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページ

URL : <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【注意事項】

・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。

・ログイン用ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoy/>

・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。

・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

14 障害福祉サービス事業所のICTの活用について

障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン

厚生労働省のサイトをご覧ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654236.pdf>

15 障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について

- 1 通知発出日：令和5年5月24日
 - 2 通知対象：市内障害福祉サービス等事業所 約1,300事業所
 - 3 内容：市内の障害事業所の職員が利用者への強制わいせつ致傷の容疑で逮捕された事案は、被害者を深く傷つけるものであることはもちろん、日々真摯にサービスを提供している事業所全般の信頼を損ないかねない重大な事案であることから、事業所を指導する立場にある岡山市として、市内障害福祉サービス等事業所に対し、利用者の意思及び人格を尊重して支援に努めるよう、格段の留意を促すため、通知を発出しました。
-
-

16 その他の関連情報

- 1 岡山労働局からのお知らせについて、ご案内を掲載しています。
- 2 「障害者差別解消法が改正されました」〈パンフレット〉※令和6年4月1日義務化事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「義務」になります。
- 3 岡山市障害者自立支援協議会からのお願い
「岡山市障害者自立支援協議会ホームページ事業所情報掲載のお願い（再）」を掲載しています。
- 4 18歳から大人
令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。親の同意がなくても契約をすることができるようになり、消費者被害が拡大する懸念があります。事業所内にもポスターを掲示する等、教育、啓発にご協力をお

願います。

消費者庁が「18歳から大人」特設ページを公開しています。

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁HP)

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

17 その他の連絡

1 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

※様式は参考資料にあります。

2 厚生労働省からの通知等について

厚生労働省から発出される通知等については、随時、電子メールで周知していきます。

また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合も電子メールでお知らせしますので、随時確認をお願いします。

3 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講ずるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。「障害者・障害児事業者 利用事故報告書（記事ID7709）」に報告すべき事故の範囲を示していますので、ご確認ください。

4 事業者指導課来課時の注意事項について

1 各種申請・ご相談の際、担当者とは個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。

※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねる場合があります。

2 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。

いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。

3 KSB会館には、当課への来客用駐車場はありません。

車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することに

より1時間無料) や近隣のコインパーキング等をご利用ください。

※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

(参 考 資 料)

- 令和6年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に係る
提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 指定取消・効力の停止処分があった事業所数の推移等・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する
支援等に関する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への
対応状況等（調査結果）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 厚生労働省 障害者虐待対応調査 経年グラフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 令和4年度岡山県施設従事者による虐待の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について（変更）・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 水防法・土砂法の改正について【施設向け】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について・・・・・・・・ 44
- 障害者差別解消法の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 県最低賃金ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 労働条件明示の制度改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 職場での転倒災害防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 18歳から大人 啓発チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について（通知）・・・・・・ 60
- 質問票・・ 61
- 利用者事故等発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 利用者事故等報告書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 事業者指導来課時の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 岡山市障害者自立支援協議会ホームページ「え～んじゃネット」
への事業所情報掲載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

事務連絡
令和6年1月19日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度の「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

現在、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末日処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内の障害福祉サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については追って連絡いたします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・19

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・22
- (3) 同行援護・・・23
- (4) 行動援護・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・27

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、国の予算額は約2兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となっている。
- また、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～中間整理～」がとりまとめられ、同報告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和4年6月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」がとりまとめられた。同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書において指摘されている。
- またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめられ、これを踏まえた対応が求められている。
さらに、昨年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年5月から18回にわたって議論を行い、この間49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
11月には令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12月6日には、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめたところ。
この「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

- 昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。

- また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。
今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされた。

- これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

② 医療と福祉の連携の推進

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

(2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さ

らに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。

- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

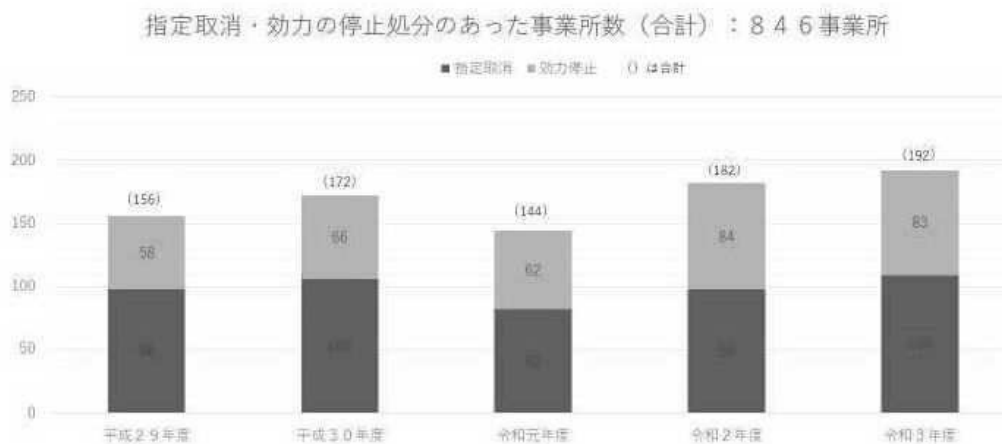
- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

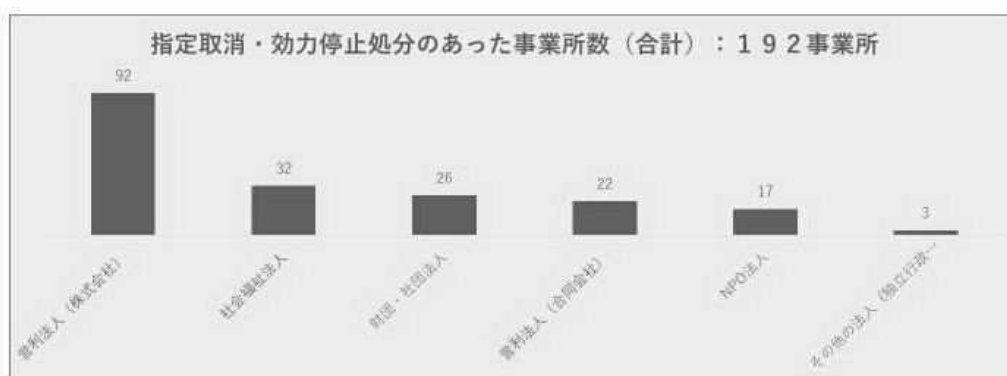
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行(就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行)とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

(参考資料2) 行政処分(指定取消等)のあった事業所数の推移等

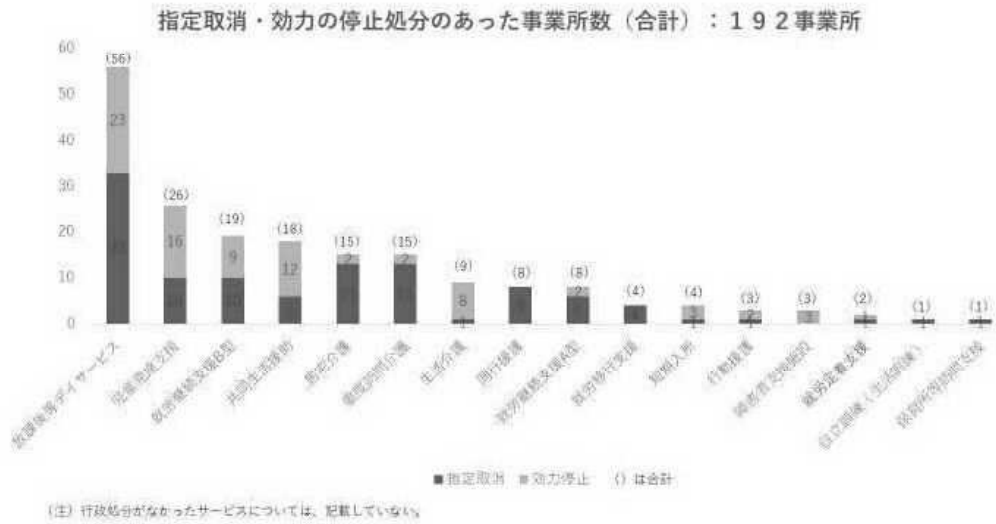
1 指定障害福祉サービス事業者等の行政処分(取消・効力停止)のあった事業所数の推移【平成29年度～令和3年度】



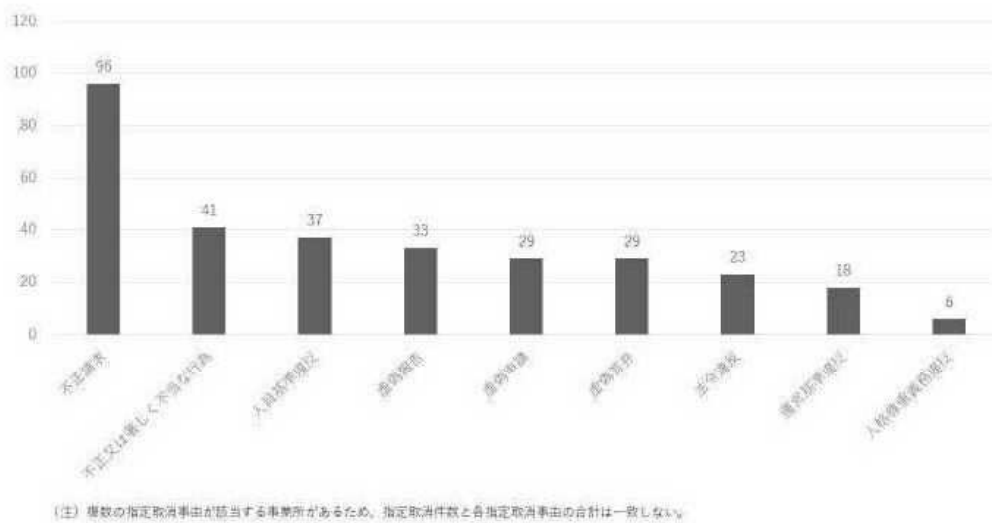
2 指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種別】(令和3年度)



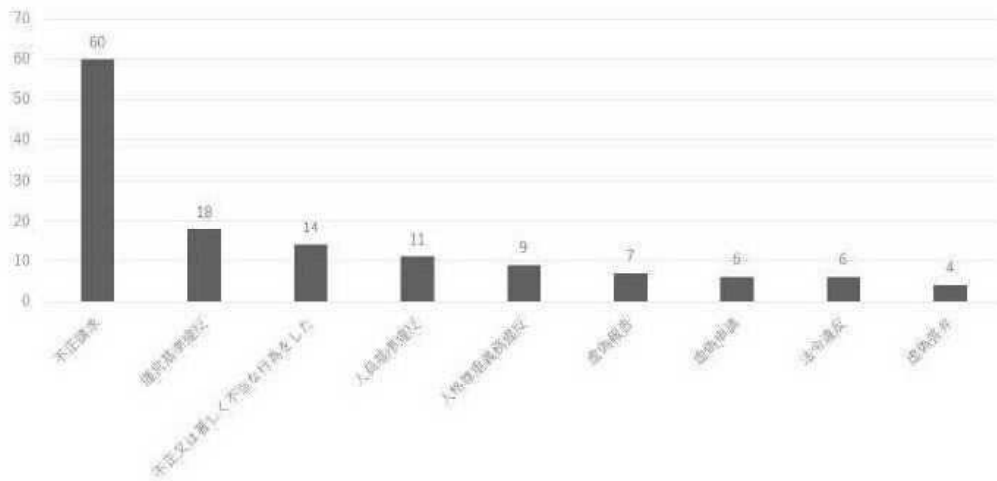
3 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】（令和3年度）



4 主な指定取消事由（令和3年度）

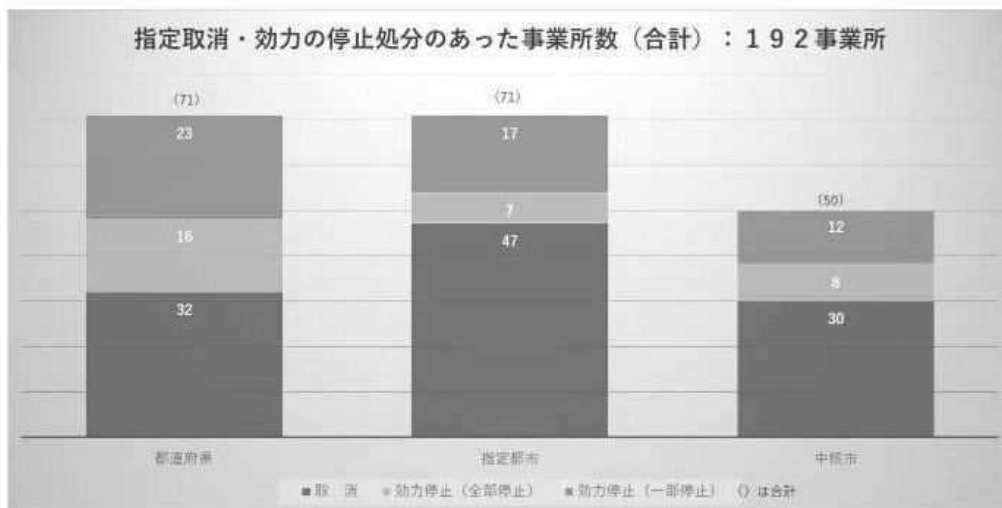


5 主な指定の効力の停止事由（令和3年度）

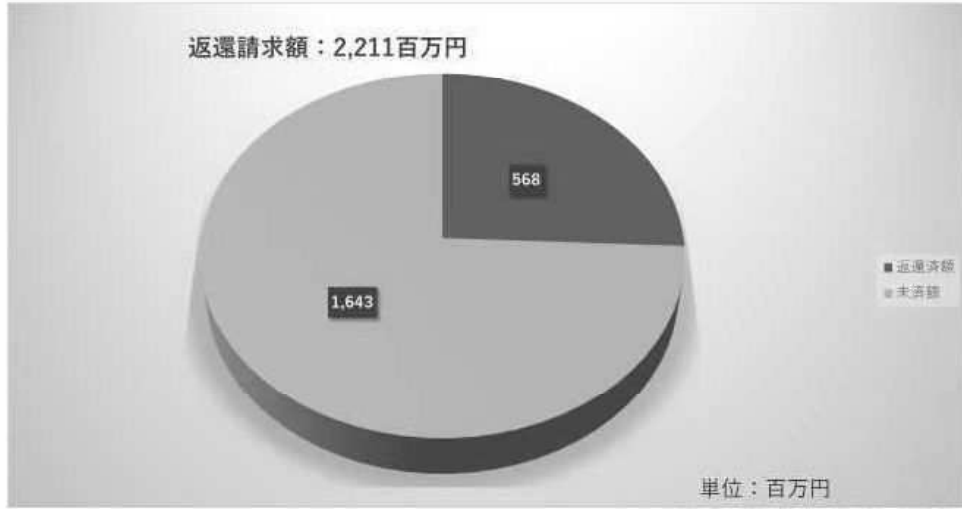


(注) 複数の指定の効力の停止事由が該当する事業所があるため、指定の効力の停止件数と各指定の効力の停止事由の合計は一致しない。

6 行政処分【都道府県・指定都市・中核市別】（令和3年度）

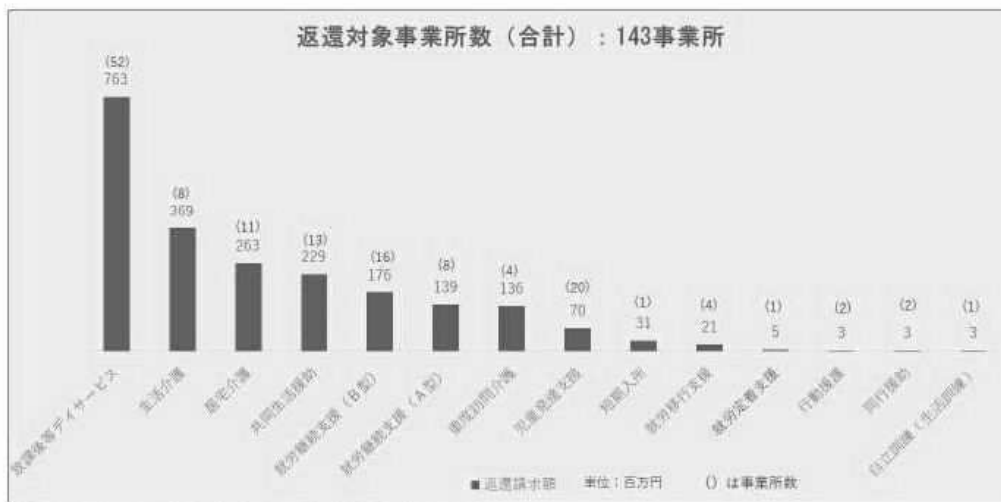


7 行政処分に伴う給付費の返還額の状況（令和3年度）



（注）返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。

8 給付費の返還請求額の状況【サービス別】（令和3年度）



（注）返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

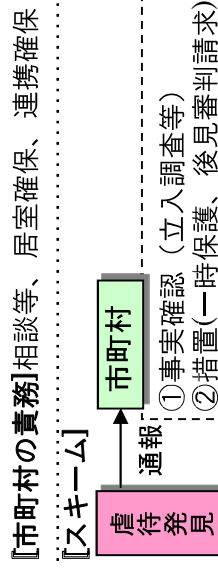
定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

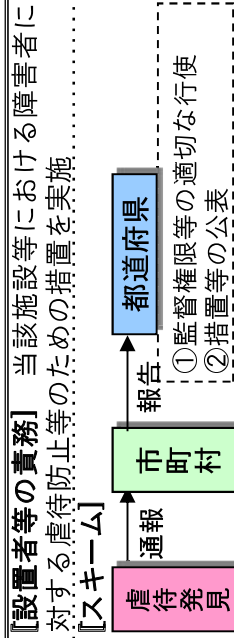
虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

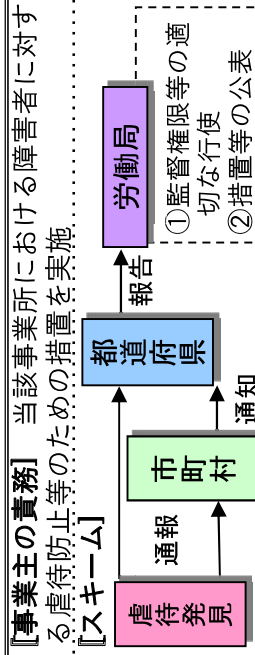
養護者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等の措置の実施を学校の長、保育所の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

報道関係者 各位

令和5年12月20日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野 嘉朗 (内線 3005)
室長補佐 栗原 拓也 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650 件 (7,337 件)	4,104 件 (3,208 件)	1,230 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123 件 (1,994 件)	956 件 (699 件)	430 件 (392 件)
被虐待者数	2,130 人 (2,004 人)	1,352 人 (956 人)	656 人 (502 人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの、カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 令和4年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和3年度から18%増加(7,337件→8,650件)。虐待判断件数については6%増加(1,994件→2,123件)である。[参考資料2-1参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は微減。
(令和3年度：27%(1,994/7,337)、令和4年度：25%(2,123/8,650)) [参考資料2-1参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が51%(4,405件)と最も多く、次いで本人による届出が13%(1,128件)、施設・事業所の職員が11%(941件)、相談支援専門員が11%(918件)となっている。[参考資料5 P3~4参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が69%と最も多く、次いで心理的虐待が32%、経済的虐待が17%、放棄、放置が11%、性的虐待が3%の順。[参考資料5 P8参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が45%と最も多く、次いで精神障害が43%、身体障害が19%の順。[参考資料5 P9参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、714人で全体の34%を占める。[参考資料5 P13参照]
- 虐待による死亡事例は1人。[参考資料5 P14参照] (令和3年度はなし)

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和3年度から28%増加(3,208件→4,104件)。判断件数については37%増加(699件→956件)している。[参考資料2-2参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。
(令和3年度：22%(699/3,208)、令和4年度：23%(956/4,104)) [参考資料2-2参照]
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所その他の職員が16%、本人による届出が16%、当該施設・事業所設置者・管理者が15%、家族・親族が11%となっている。[参考資料5 P15~16参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が52%と最も多く、次いで心理的虐待が46%、性的虐待が14%、放棄、放置が10%、経済的虐待が5%の順。[参考資料5 P23参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が73%と最も多く、次いで身体障害が21%、精神障害が16%の順。[参考資料5 P24参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が44%と最も多く、次いで世話人が10%、管理者が8%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が7%の順。[参考資料5 P25参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは409件であった。[参考資料5 P27参照]
- 虐待による死亡事例は2人。[参考資料5 P27参照] (令和3年度はなし)

※ 使用者による障害者虐待

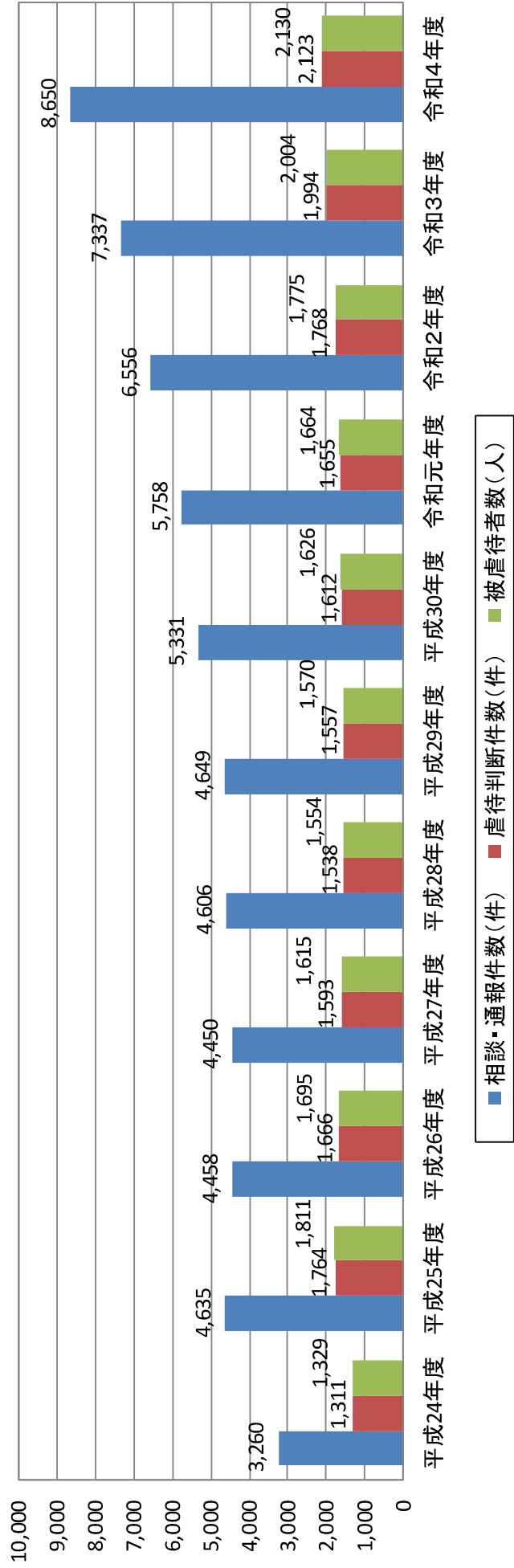
雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- 令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- 令和4年度の被虐待者数は2,130人。

	平成										令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650		
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123		
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130		

養護者による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

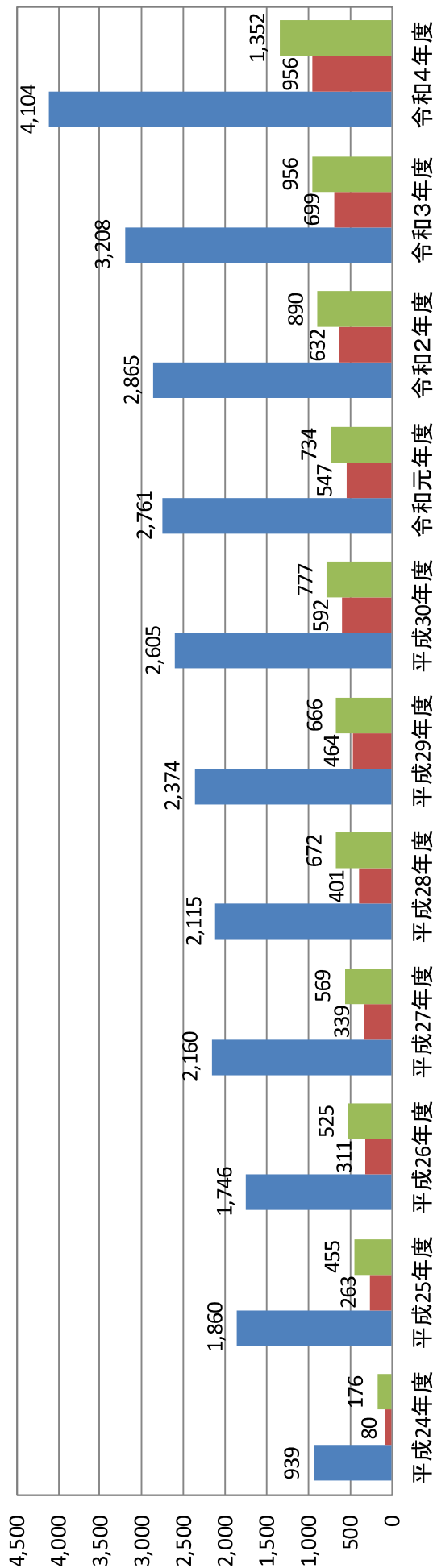
2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- 令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- 令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- 令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成										令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104			
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956			
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352			

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



■ 相談・通報件数(件) ■ 虐待判断件数(件) ■ 被虐待者数(人)

* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和4年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 28件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 男性（1人）	② 女性（3人）	③ 女性（3人）
	年齢階級	40～44歳	35～39歳 45～49歳 55～59歳	5～9歳（2人） 10～14歳（1人）
	障害種別	知的障害	精神障害（3人）	知的障害（3人）
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	生活介護 自立訓練	放課後等デイサービス	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	④ 男性（1人）	⑤ 不明	⑥ 男性（1人）
	年齢階級	25～29歳		45～49歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	就労継続支援A型	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	管理者（1人）	管理者（1人） 生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制の整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性（1人）	⑧ 女性（1人）	⑨ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳	35～39歳	55～59歳
	障害種別	知的障害	精神障害	知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待		心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別	就労継続支援B型		相談支援	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種	法人理事（1人）		管理者（1人）	生活支援員（2人）
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告

被虐待者の状況	性別	⑩ 男性（1人）	⑪ 不明	⑫ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳	不明	20～24歳
	障害種別	知的障害	身体障害 知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待		身体的虐待 心理的虐待 放棄・放置	身体的虐待
施設等の種別	就労継続支援B型		障害者支援施設	自立訓練
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）		生活支援員（2人）	生活支援員（1人）
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導		虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性（１人）	⑭ 女性（１人）	⑮ 男性（１人）
	年齢階級	40～44歳	30～34歳	15～19歳
	障害種別	知的障害	精神障害	知的障害 発達障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	性的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	就労移行支援	相談支援	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（１人）	管理者（１人）	相談支援専門員（１人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑯ 男性（１人）	⑰ 女性（１人）	⑱ 女性（１人）
	年齢階級	50～54歳	不明	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害	精神障害
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	共同生活援助	就労継続支援B型	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（１人）	管理者（１人）	生活支援員（１人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑱ 女性（1人）	⑳ 男性（25人） 女性（29人）	㉑ 女性（1人）
	年齢階級	50～54歳	20～24歳（3人） 25～29歳（2人） 30～34歳（6人） 35～39歳（3人） 40～44歳（5人） 45～49歳（9人） 50～54歳（6人） 55～59歳（5人） 60～64歳（3人） 65歳以上（11人）外1人	35～39歳
	障害種別	身体障害 知的障害	身体障害（9人） 知的障害（33人） 精神障害（21人）外3人	知的障害
虐待の類型	身体的虐待	経済的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	不明	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待認定時には開設法人は解散済み。徴収された金銭は利用者に返還されている。	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	㉒ 女性（1人）	㉓ 男性（1人）	㉔ 男性（2人）
	年齢階級	30～34歳	35～39歳	25～29歳（1人） 45～49歳（1人）
	障害種別	知的障害	身体障害 知的障害	知的障害（2人）
虐待の類型	性的虐待	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	就労継続支援B型	障害者支援施設	就労継続支援B型	
虐待を行った従事者等の職種	目標工賃達成指導員（1人）	管理者（1人） 生活支援員（1人）	目標工賃達成指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	

被虐待者の状況	性別	㉕ 女性（6人）	㉖ 男性（5人）	㉗ 男性（1人） 女性（1人）
	年齢階級	45～49歳（1人） 60～64歳（1人） 65～69歳（1人）外3人	25～29歳（1人） 40～44歳（1人） 45～49歳（1人） 55～59歳（1人） 60～64歳（1人）	20～24歳（1人） 50～54歳（1人）
	障害種別	知的障害（1人）外5人	身体障害（1人） 知的障害（5人） 精神障害（1人）	精神障害（2人）
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待 放棄・放置	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待	性的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	障害者支援施設	就労継続支援A型	
虐待を行った従事者等の職種	サービス管理責任者（1人）	生活支援員（4人）	サービス管理責任者（1人） 生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	㉘ 女性（7人）
	年齢階級	20～24歳（2人） 40～44歳（1人） 45～49歳（1人）外3人
	障害種別	精神障害（1人）外6人
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（2人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	

※障害種別には重複がある。

(参考) 令和4年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		81	130	211	
うち障害者虐待		28	62	90	
区分別内訳	身体的虐待	14	39	53	
	性的虐待	5	3	8	
	心理的虐待	17	17	34	
	放棄・放置	2	15	17	
	経済的虐待	1	13	14	

※区分別内訳には重複がある。

2 養介護施設等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 14件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(2人)	② 女性(1人)	③ 女性(1人)
	年齢階級	75～79歳(2人)	85～89歳	100歳以上
	要介護状態	要介護3(1人) 要介護4(1人)	要介護3	要介護4
虐待の類型		介護放棄	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		地域密着型 特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種		介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、再発防止に向けた職員研修の実施等を文書通知	虐待防止に必要な体制整備、再発防止に向けた職員研修の実施等を文書通知	虐待の防止のための指針の整備、全職員に対する再発防止の措置を勧告

被虐待者の状況	性別	④ 男性(1人)	⑤ 男性(1人)	⑥ 女性(1人)
	年齢階級	90～94歳	85～89歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護5	要介護1
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	性的虐待
施設等の種別		有料老人ホーム	有料老人ホーム	居宅介護支援
虐待を行った従事者等の職種		介護職員(1人)	不明	管理者(兼介護支援専門員)(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、委員会の開催、指針の整備等を文書通知	虐待防止のために身体的拘束について委員会での協議、研修の定期的な開催等を文書通知	指定の一部の効力(利用者の新規受入れ)を停止する行政処分を実施

被虐待者の状況	性別	⑦ 女性(1人)	⑧ 男性(1人)	⑨ 女性(1人)
	年齢階級	100歳以上	85～89歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護3	要介護1
虐待の類型	介護放棄	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	特別養護老人ホーム	訪問介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	不明	管理者(1人)	送迎職員(1名)	
虐待に対して採った措置	虐待防止のため、研修実施や適切なサービスの提供等を文書通知	虐待防止のため、研修の実施等を文書通知後に事業所から廃止届が提出されたため対応終了	虐待防止のために必要な措置の実施を文書通知	

被虐待者の状況	性別	⑩ 男性(1人) 女性(1人)	⑪ 女性(1人)	⑫ 男性(1人) 女性(2人)
	年齢階級	85～89歳(2人)	90～94歳	90～94歳(男性) 95～99歳(女性) 100歳以上(女性)
	要介護状態	要介護1(2人)	要介護4	要介護1(男性) 要介護4(女性95～) 要介護2(女性100～)
虐待の類型	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	通所介護	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	送迎職員(1人)	介護職員(1人)	管理者(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止のためマニュアルの整備、職員研修の実施等を文書通知	人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置の実施等を勧告	虐待防止のため、身体拘束の廃止に向けた検討等を文書通知	

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性(1人)	⑭ 男性(1人)
	年齢階級	90～94歳	85～89歳
	要介護状態	要介護1	要介護4
虐待の類型		経済的虐待	心理的虐待
施設等の種別		居宅介護支援	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種		管理者(兼介護支援専門員)(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置		再発防止策の策定、人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備等を勧告	虐待防止のためマニュアルの整備、職員研修の実施等を文書通知

(参考) 令和4年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位:件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		32	524	556	
うち高齢者虐待		14	288	302	
区分別内訳	身体的虐待	7	186	295	
	性的虐待	1	1	2	
	心理的虐待	2	119	121	
	介護等放棄	2	64	66	
	経済的虐待	2	43	45	

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数 6件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(1人)	② 男性(1人)	③ 男性(2人)
	年齢階級	10～14歳	10～14歳	10～14歳(1人) 15～19歳(1人)
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型		心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別		障害児入所施設	障害児入所施設	障害児入所施設
虐待を行った従事者等の職種		児童指導員(1人)	保育士(1人)	宿直専門員(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	指定の一部の効力(障害児の新規受入れ)を停止する行政処分を実施

被虐待者の状況	性別	④ 男性(1人)	⑤ 男性(2人) 女性(4人)	⑥ 男性(1人)
	年齢階級	10～14歳(1人)	0～4歳(1人) 5～9歳(3人) 10～14歳(1人) 15～19歳(1人)	10～14歳(1人)
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別		社会的養護関係施設	社会的養護関係施設	社会的養護関係施設
虐待を行った従事者等の職種		児童指導員(1人)	保育士(4人)	保育士(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告